

令和5年10月定例教育委員会資料

令和5年10月30日（月曜日）

奄美市教育委員会

令和5年10月定例教育委員会

1 日 時 令和5年10月30日（月曜日） 午前9時30分～

2 場 所 本庁舎6階中会議室

3 開 会 教育長あいさつ

4 議 事

(1) 「9月定例教育委員会議事録の承認」について

(2) 委員，教育長等の業務報告について

(3) 議案第2号 奄美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(4) 議案第3号 奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

5 その他

議案第 2 号

奄美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

奄美市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和5年10月30日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市立学校設置条例の一部を改正する条例

奄美市立学校設置条例（平成18年奄美市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表奄美市立小宿小学校の位置を「奄美市名瀬大字小宿900番地」に、奄美市立知根小学校の位置を「奄美市名瀬大字根瀬部91番地」に、奄美市立大川小学校の位置を「奄美市名瀬大字西仲勝1201番地3」に、奄美市立崎原小学校の位置を「奄美市名瀬大字崎原44番地」に、奄美市立芦花部小学校の位置を「奄美市名瀬大字芦花部585番地」に改める。

別表奄美市立東城小学校の項を削り、同表奄美市立市小学校の項の次に次のように加える。

奄美市立東城小学校	奄美市住用町大字摺勝610番地
-----------	-----------------

別表奄美市立宇宿小学校の位置を「奄美市笠利町大字宇宿166番地」に、奄

美市立名瀬中学校の位置を「奄美市名瀬真名津町14番1号」に、奄美市立小宿中学校の位置を「奄美市名瀬大字小宿2788番地」に、奄美市立大川中学校の位置を「奄美市名瀬大字西仲勝1201番地3」に、奄美市立崎原中学校の位置を「奄美市名瀬大字崎原44番地」に、奄美市立芦花部中学校の位置を「奄美市名瀬大字芦花部585番地」に改める。

別表奄美市立奄美小学校附属幼稚園の項及び奄美市立伊津部小学校附属幼稚園の項を削る。

別表奄美市立赤木名小学校附属幼稚園の位置を「奄美市笠利町大字外金久28番地1」に改め、奄美市立笠利小学校附属幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定したいので，奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和5年10月30日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例（令和2年奄美市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

号給	給料月額（円）
1	177,700
2	179,200
3	180,800

4	182,300
5	183,900
6	185,800
7	187,600
8	189,500
9	191,200
10	193,300
11	195,300
12	197,400
13	199,400
14	201,500
15	203,600
16	205,700
17	207,900
18	210,000
19	212,200
20	214,100
21	216,300
22	217,900
23	219,400
24	220,900
25	222,400
26	223,500
27	224,600
28	225,800

29	227,300
30	228,800
31	230,300
32	231,800
33	233,200
34	234,800
35	236,500
36	237,900
37	239,200
38	240,600
39	242,000
40	243,400
41	244,700
42	246,000
43	247,200
44	248,500
45	249,800
46	251,100
47	252,300
48	253,400
49	254,500
50	255,800
51	257,100
52	258,100
53	259,200

54	260,600
55	261,600
56	262,600
57	263,600
58	264,600
59	265,600

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、改正前の奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。